議会運営委員会

委

員

令和3年6月28日(月曜日)午前10時00分開会

大 野 恭 男

出席委員(8名)

委 員 長 齊藤誠之 副委員長 星 宏 子 委 員 山 形 紀 弘 委 員 中里康寛 委 員 森本 彰 伸 委 員 鈴木伸彦

欠席委員(なし)

委

オブザーバー (2名)

議 長 松 田 寛 人 副 議 長 相 馬 剛

説明のための出席者(なし)

員

小 島 耕

出席議会事務局職員

 事務局長 増 田 健 造
 議事課長補佐 兼庶務係長
 印 南 恵 子
 議事調査係長 佐々木 玲男奈

 主 査 飯 泉 祐 司

議事日程

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶
 - ・委員長
 - 議長
- 3. 協議事項
 - (1)臨時会議の開催について
 - (2)服装、携行品について
 - (3)陳情の取扱いについて
 - (4)議会取組実行計画に係る議会運営委員会取組事項について
 - (5)その他

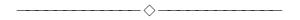
開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○齊藤委員長 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会のほうにお集まりいただきまし てありがとうございます。

ただいまから議会運営委員会のほうを開催した いと思います。



◎委員長挨拶

○齊藤委員長 先週の通年議会が始まって、散会となって、皆さん何かとお忙しい中であったのにもかかわらず、今日、月曜日、また議運ということで大変だと思うんですが、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の協議事項に関しましては、取組実行計画を行う前に通年議会を開催している中での急いで取り組まなければならない事項ということで、各会派の皆さんにサイボウズのほうでお伺いさせていただきました。ちょっと急がせちゃって申し訳ないんですが、なるべく議員の皆さんが集まっているときに協議できるような体制も考えながら、一つ一つ課題を解決していきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

以上で挨拶といたします。



◎議長挨拶

○齊藤委員長 続きまして、議長の挨拶をいただきます。

松田議長、お願いいたします。

○松田議長 先週、6月議会が無事終了させていただきました。初めて改選した後の議会ということなので、何かとちょっと分からない部分もあったし、結構ばたばたしていた部分もありますけれども、何とかできたのかなと思っています。

以後、また今度は9月議会ということなので、 決算の議会ということなので、また皆さんと協議 しながらやっていければなと思いますので、ぜひ ともよろしく御協力お願いいたします。

以上です。

〇齊藤委員長 ありがとうございました。

◎協議事項

○齊藤委員長 それでは、協議事項に入りたいと思います。

まず、(1)の臨時会議の開催についてを議題といたします。

先ほど冒頭でも申しましたが、事前に会派にて 検討いただいているかと思いますので、それぞれ の会派の意見を聞きたいと思います。

それでは、まず、那須塩原クラブさんからお願 いします。

山形委員。

O山形委員 おはようございます。

この臨時会議の開催について、うちの会派でお 話をさせていただきました。

この通例議会の導入時のルールということで、(1)、(2)、あとは全協の午前中の日に実施するというふうな話も出ていて、大体この案に対していいんじゃないかというふうな話が出ていたので、現行のままという形で、うちの会派はそういう話になりました。

以上です。

- ○齊藤委員長 ありがとうございます。
 続きまして、志絆の会さん、お願いします。
- ○鈴木委員 うちの会派は結論から言うと、全協の 開催日がいいだろうということです。いろいろ理 由がありますけれども、それでいってください。
- ○齊藤委員長 じゃ、続きまして、敬清会さん、お願いします。
- **○大野委員** このままで問題ないだろうということ であります。
- ○齊藤委員長 ありがとうございます。
 では、内容のほう、皆さん見ていただいていた
 かと……
- 〇星委員 公明。
- 〇齊藤委員長 ごめんなさい、ごめんなさい。公明クラブさん、お願いします。
- **〇星委員** 失礼しました。 このとおりでよいということです。
- ○齊藤委員長 すみません、副委員長なので、普通 に話しちゃっているので、大丈夫かと思うんです けれども。申し訳ございませんでした。

今、各会派から御意見いただきました。このような内容で進めていくということなんですが、分かりづらい点とか、どこかあったでしょうか。

[発言する人なし]

〇齊藤委員長 大丈夫ですかね。

[「はい」と言う人あり]

○齊藤委員長 そうしたら、係長のほうでこちら作成していただいたんですが、このような形で進めていっているので、これ逆に執行部さんのほうには、今後どのように伝えていくかという流れはどうなりますか。

係長。

○佐々木議事調査係長 本日、このような内容で議会運営委員会で御決定いただいた場合には、執行部の総務課のほうで協議させていただいて、日に

ちの合意を3日以降に。

○齊藤委員長 ありがとうございます。
それでは 最後もう一度お伺いいたしまっ

それでは、最後もう一度お伺いいたします。 この臨時会議の開催については、こちらの配付 資料のとおりということで、よろしいでしょうか。 [「異議なし」と言う人あり]

○齊藤委員長 異議がないものと認めて、こちらの 開催ルールにのって進めていきたいと思います。 その他、(1)について何か御意見ある方いらっし ゃいますか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、ないようですので、(1)の臨時 議会の開催についてを終了といたします。

続きまして、(2)服装、携行品についてを議題と いたします。

こちらも事前に会派で話し合っていただいてき たと思うので、各会派からの報告をお願いいたし ます。

那須塩原クラブさん。

○山形委員 服装、携行品に関するルールということで、いろいろとうちの中でも話はしたんですが、帽子、コート、マフラーというふうなことで、ジャンパーはコートなのか、マフラーは何なのかとか、禁巻は何だと、何かちょっと細かく出てくると、その都度、その都度協議して、今も現に議会運営委員会で持込みの可否を判断するというふうなことになっていますので、その会議規則に関しては臨機応変で、まだちょっと会則を変えるまでは時期尚早かなというふうな形で、現行のとおり、例えば、あるものが持ち込まれるというふうなことになれば、議会運営委員会のほうで今までどおり判断するという形を取って、ちょっと会則を変えるにはまだ早いかなというふうな話でまとまりました。

以上です。

〇齊藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、忘れないうちに公明クラブさん、 お願いします。

- ○星委員 私、公明クラブのほうとしましては、この携行品、タブレット等の持込みのためのかばんやバッテリー、膝かけなど、社会通念上持込みが問題視されないものなどについては持込みを可能とするということで、タブレットが入っているバッグは、要は持込み可能ですよということだと思うんです。でも、そのほかに私物を入れているかばんなどはタブレットを入れているかばんとは別に貴重品を入れているかばんを持っている。女性なんかは特にやっぱり2つ必要になってくるんですけれども、そういった場合、私物の場合のかばんのほうはどうするのかという、それは持込み可能なのかどうかという意見が出ました。そこはもう少し話し合ったほうがいいのか、どうなのかという部分です。
- ○齊藤委員長 ありがとうございます。
 じゃ、全部話を聞いてからにしましょう。
 続きまして、志絆の会さん、お願いします。
- ○小島委員 議場に、このほかにも規則があるというのは、危険物みたいなものを持ってこられたら困るということだと思うんですよね。そういう旨は、傘とかそういう危ないものが入っていなければいいわけで、そういうような意味ではこのバッテリーとか膝かけとか、こういうものを持ち込むことについて反対するものではないというふうな形でございます。

以上です。

- ○齊藤委員長 続きまして、敬清会さん、お願いします。
- **〇大野委員** これで問題ないと思います。
- ○齊藤委員長 ありがとうございます。
 それでは、今、公明クラブさんのほうから御意

見がありましたとおりなんですが、係長、このタ ブレット等というところで全て網羅できるように 考えちゃったほうがよろしいですか。

係長。

○佐々木議事調査係長 一つは考え方なんですけれども、法的には会議規則等に書いてあるものについては、議場には持ち込まないでロッカー等に私物については入れて、議場については最低限のものだけ持っていくという考え方になっているんだと思います。

ただ、規則の項目ができたのもかなり古い時代ですので、時代に合わせて改正したほうがということであれば、この項の部分に私物等も含めるということで、議運の中で了承というか、いただければそういった運用でできるのかなと思いますので、そのあたりをお諮りいただければなというふうに考えております。

〇齊藤委員長 分かりました。

そうすると、1つのバッグに収まっていれば問 題ないんですけれども、そのもう一個持ってくる ぐらいの量のものが何であるかということと、今 言ってくれたとおり、ロッカーでもし間に合うん であれば、無理くり議場に持ち込まなくてもいい というところもありますので、簡単に言うとルー ルがこれは、これはと先ほど山形君が言ったみた く毎回聞いて持ってくるというふうになっちゃう ということなので、ここに社会通念上という言葉 が出てくるんですけれども、正直、決めるのはち ょっと難しいような内容になっていて、極端な話、 いじらずにこのままのほうがいいであろうという 感じにも、私は思ったんですけれども、帽子、コ ート、マフラーの類いに関しても着用しないこと と書いてありますけれども、その人にとって帽子 はどれなのかとか、議会が大丈夫であれば、傍聴 も大丈夫だろうというふうに思ってしまう市民の

方もいるとか、ちょっと内容を煮詰めなきゃいけないところがたくさんあるというところもありますので、ちょっとどういうふうにしたらいいかなということで思っていたんですけれども。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 さっき事務局係長が言ったのもあった ように、議場は議場なので、会議に必要なもの以 外は基本的に持ち込まないと。そのためにこうい うロッカーがあるので、それが原則だと思うんで すよね。

今の現行のルールを変える、変えないということの手前に、うっかりコート着て入っちゃう人もいるでしょうから、それ注意、私も1回だけ注意されたことある、昔、だから置いていくようにしているんだけれども、膝の上に置いておくというのもできますよね、そうしたら。

だから、原則、やっぱりそこをみんなで今ある 状況だけでもきちんとやって、帽子はやっぱり帽 子ですから、かつらとは違うし、だからそこは確 認をしておいて、そういうことがきちんとまずで きているかどうか。

その上で、あとかばんなんかの話で、女性のことまでちょっと分からない、かばんの中までは見ないので、あまりにも大きなかばんを隣の席の人がごそっと持ってくると、そんなに要るのということもあるので、それは常識の範囲内でいいとは思うんですけれども、その辺の確認だけもう一度取れれば、細かいことは要らないかなと思いますけれども、そこはちょっとまだ、改選後でもあるから、もう一回、確認はしておかないとかなというのは感じますね、これが1点。

細かく、時代に合わせてタブレットというのは 間違いなく議場で使うものですから、それに関係 するものは、かばんも要るでしょうというのはそ れはそのとおりだと思うんで、そういったことに ついては、みんなで理解する、共有したほうがいいんじゃないかなと、そういうところでちょっとまとめるのは、それでいいですけれども。

まずは、原則のことをちゃんと理解できて、その上で、今言うように議場に必要なものだけしか 持込みはやめましょうというところの観点で決め ていただければと思います。

〇齊藤委員長 ありがとうございます。

今、言ってくださったとおり、一番はタブレットが議場で使われるようになったということで、この話になっていったんですが、ついでというわけではないですけれども、併せて協議していきましょうということで、今、言っていただいたとおりにはなっているんですけれども、基本的に、バッグに皆さん何持っているかは全然分からないというのと、さっき小島委員が言ったとおり、危険なものと推されるもの、極端な話をするとバッテリーも危ないっちゃ危ないんですけれども、落っことすと、昨日だかのテレビでやっていましたよね、爆発するんですってね。リチウム電池がちょっと危ないということで。

だから、例えば、この廊下で携帯のバッテリー、 昔、委員が持っていた黒いバッテリーとかを落と しちゃって入ると、ひょっとしたら膨張して爆発 するときがあると。

〔何か言う人あり〕

○齊藤委員長 そうなんです。だけれども、基本的 に危険なものになっちゃうんですよね、必要なも ので。

だから、電源コードがあれば問題ないという話もありますし、ついでに持ってきちゃったみたいな感覚は確かなのと、あとは、大変申し訳ないんですけれども、誰がその駄目なときに注意をして、「置いてきてください」と言う監視役になるのという話になっちゃうので、守ってもらうのは議員

さんそれぞれになるというところがあります。

なので、基本的に、本当に悩んだ場合にはこちらに書いてあるとおり、議運のほうに可否を判断、 委ねてもらうような形にして、何か危険性が感じられるようであれば、そのものに関しては、駄目なものが分かっていけばいいとは思うので、そういった感じにして、様子を見ていくと。

今回はとにかくタブレット等の持込みのということが書いてあるのを大丈夫として追加するみたいな感覚で捉えていただいて、一番最初にあるこれまでの会議規則に書いてあるルールに関しては、一応まだこのままとしておいて、先ほど言ったとおり、議場に最低限必要なものだけを持ち込んでいただくということで、またやりながら考えていくみたいな感じがいいのかなと思ったんですけれども、どうでしょうか。

星副委員長。

○星委員 議場に必要なもの最低限という中には、 貴重品は入るんでしょうか。そこの部分なんです けれども。

要は、貴重品も全て、ここのロッカーの中に入れて鍵をかけて議場の中に入ってくださいねというふうになるのかな。どうなんでしょうか。

○齊藤委員長 基本的に、自分の中で持ち方にもよりますし、何か盗難があったときにも責任は取れませんので、今、どこ行っても貴重品だけは離さずという話があるそうで、なるべく自分のバッグに入れていただく。

特に、あとこの委員会室とかは、今度、不特定 多数の人が入るので、特にこういったところにお 昼とかで置いて、タブレット置いて、みんな行っ ちゃいますよね。僕も不安なんですけれども、そ れは本当に誰も見ていないので、議場だと入る人 が分かるんですけれども、不審者でも何でも分か ると思うんですけれどもというところがあるので、 貴重品が駄目だというルールは別にあまり考えて いなかったので、大丈夫です。

何か、ポーチとかお化粧品とか、そういうのは 別に、ロッカーでするときに使えばいいのかなと は思いました。

あとは、自分のほうからというわけではないんですけれども、議場が暑いときの扇風機みたいな話をちょっと持っていまして、これは結構目障りなんです。なので、置く場所と設置できる場所のルールというか、皆さんにとって邪魔でなければ大丈夫かというところをちょっと聞きたいところがあったんですけれども、星さんが言って、副委員長が言って、買ってきたのがあるんですけれども、結構大きめのサイズの。

- **〇星委員** 大きめなんですね。
- ○齊藤委員長 はい。ということをもし出されたと きに、いいんじゃないのという部分があれば。
- **〇星委員** 小さいのから大きいのまでは。折り畳み 式のこんなサイズ。
- ○齊藤委員長 この円のサイズなんですけれども。 [「これを議場に持ち込むということ」と 言う人あり]
- ○齊藤委員長 議場の中でという話です。使う人、 使わない人で、これはちょっと置けないので、多 分、自分の足元に置くような感じですかね。
- **〇星委員** 足元に置けるサイズということで、どの ぐらいまでいいのか。コードは必要ない。
- ○齊藤委員長 はい、ということです。

[「充電ですか」と言う人あり]

○齊藤委員長 充電、充電。コンセントないので、 もともと。端っこしか使えないというルールがあ るので。

[「音もしますよね」と言う人あり]

〇齊藤委員長 大してしないです。

はい、どうぞ。

- ○鈴木委員 うちの議席が一番、ちょっと関連で、 関連で直接的ではないんですけれども、ちょっと 蛇足というか、ちょっと外れますけれども、一番 後ろの席で、一昨日から、一番後ろの席になるか ら、後ろに報道関係者がいるじゃないですか。
- ○齊藤委員長 パソコンの。
- 〇鈴木委員 パソコンを打ちっ放しなんだよね。あれ、気になってしようがないんですよ、あの音で。でも、それ仕事だから黙っていましたけれども、かちゃかちゃかちゃ、かちゃかちゃかちゃとやられるとこれは集中できない。その辺も気になるから、もし、そう言われたら、ぶうんと、携帯の何だ……

[「バイブの」と言う人あり]

- ○鈴木委員 バイブも気になるじゃないですか。そうすると、一回思考が止まるんだよね。やじと比べたら、それはあんまり、全然意味が違うんですけれども、やじがいいという人も議員の中にはいるんですけれども、それは別として、それを認めていいのなら、それこそ持ち込んだっていいということになるかも。
- ○齊藤委員長 多分、みんなは持っていないと思いますよ。
- ○鈴木委員 そう、でも、1人がいいということは 全員持ってくる状況がないかもしれないけれども、 そういうことだよね。ちょっと申し訳ないけれど も、あんまりどうなのかな。
- **〇齊藤委員長** 森本委員。
- ○森本委員 今、大野さんと一緒に話したんですけれども、この音は全然気にならないなと思ったんです。今、そこで、扇風機回っているんですね。この音は全然気にならないので、これより大きい音だと、ばあと大きい音になると話していまして、常識的な範囲の扇風機の音って、多分生活の中で気にならない音かなという気がするんです。今2

台回っているんです、この部屋で。議場よりはる かに狭いですけどね。でも、誰も多分この扇風機 の音気にしていないと思うんです。多分、鈴木委 員もこの音に気がついていなかったかなと。

> [「そういうこともあるかもしれないね」 と言う人あり〕

- **〇森本委員** 気がついていなかったと思うんです。 だから、その音が大きい扇風機、今サーキュレー ターというのがあるじゃないですか、あれとか、 体育館とかで回すやつ、あれは駄目だと思うんで す。だけれども、個人的に、自分の足元をやるの は多分、音は聞こえないですね。実際に、この音 だって、ほとんど聞こえていないわけじゃないで すか。実際にここの、これかなり、ちなみに今、 中で回っているんですけれども、扇風機が。この サイズで中で首回しているから結構音しているは ずなんですけれども、このサイズの扇風機持って くる人は多分いないと思うんです、議場に。もう ちょっと小さいものをみんな持ってくる人は持っ てくると思うんです。そうすると音は、もっと小 さいのだったら気にならないなというのが私の感 覚です。
- **〇齊藤委員長** ありがとうございます。

自分のほうも迷惑をかけるつもりで持っていくわけじゃないですんですけれども、暑さ寒さの調整ができないのと、汗かきの人はずっとかいちゃうので、冬場に関しても寒いから暖房をつけられちゃうと今度暑くて仕方がないんですよね。寒い人たちにはちょうどいいみたいな、体温合わせるのにこういった形でずっとやっていると、結局、昔は扇子というイメージがあったんでしょうけれども。

[「それは気になるよね、この辺でぱたぱ たやられたら」と言う人あり]

○齊藤委員長 そうですね。

[「確かにキーボードは聞こえるな」「あれは気になります」と言う人あり]

○齊藤委員長 ちょっと、記者のほうはもう一度、 お願いをしてみますけれども、ただ扇風機の音は 多分みんながこちょこちょ話しているよりはよっ ぽど小さい音だと思います。なので、邪魔になら ない、俺が使いたいからここ置くからみんなごめ んねみたいな、そういうのはなしにしたとしても、 自分のその範疇だったらいいんじゃないのかなと 思ったので、ちょっと御相談とせっかくの話なの で、大丈夫かなということで。

こういった話合いを今後、何かしら、これいい のかとなったときには、委員会は開きませんけれ ども、ある程度のコンセンサスは取らないといけ ないなと思ったんですけれども。

〇山形委員 星さん、ちなみに、つけて音します。 〔扇風機のスイッチを押す〕

[「隣の人がどう思うか」「聞こえますかね、下に置いたとして」と言う人あり]

- ○齊藤委員長 テーブルの上だとちょっと振動があるかもしれないけれども。雑巾じゃなくてタオル1個敷けばもう、全然聞こえなくなります。
- ○鈴木委員 今の話だと、距離が離れていると音しないかもしれないので。

[「そうですな」と言う人あり]

- ○鈴木委員 でも、隣の人が嫌だなと思っても言い にくいかもしれない。
- ○齊藤委員長 いや、でもそこはちゃんと話しして
- ○鈴木委員 了解取っていればいいかなとは。
- **○星委員** 隣の方への気遣いとともにということで。 [「後ろも」と言う人あり]
- **〇星委員** 後ろの人も、うるさかったら言ってくだ さいねという感じですよね。
- ○齊藤委員長 言いづらいということで。

〇星委員 言いづらいです。言いづらいです。

[「このぱたぱたも音する」「あれもやめ てほしいけれども、言いづらいから言わ ないよ」と言う人あり]

○星委員 難しいです。

[「そうしたら下敷きでやりますかね、紙とか」「暑いときどうしても」と言う人あり]

○齊藤委員長 取りあえず、試行的にやらせていた だいて。

大野委員。

- ○大野委員 確認なんですけれども、扇風機はさっき言ったけれども、扇子とかは今までどおりという。
- ○齊藤委員長 別に駄目ではないと思うんです。大 丈夫です。扇風機じゃなきゃ駄目というルールで はない。買ってまで用意していただくわけにはい かない。

場所によっては、夏場になってくると水分も取れるようにしたほうがいいんじゃないかとかと、いろいろ変わってきているので、暑さ対策として一つ、扇風機が皆さんに害でなければ、すごい風をみんなで、隣の人にばんばん当てるとか、迷惑行為 はちょっとやめてほしいとか言うしかないんですけれども、最低限節度を持ったものであれば大丈夫なのと、今、鈴木委員が言ったとおり、音がとにかく気にならないものということで。

- ○鈴木委員 周りの人に……
- ○齊藤委員長 言いづらいからというのもあるんでしょうね。いや、でもどんどん言ってください。 ということで、取りあえず、扇風機に関しても 持込みを取りあえず1回試すということで、ありがとうございます。

では、そのほかなんですけれども、帽子、コート類とかマフラーに関しては、直接入らずに、こ

ちらで脱いでから行ってくださいという形を改めて決定をしておくということと、傘は入り口にありますし、そういった形で何か不具合があるようであれば、今後、会議規則に明記をしていくという感じでいきたいと思うんですけれども、それでよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

- ○齊藤委員長 では、取りあえず……
- ○増田事務局長 委員長、ちょっと確認なんですけれども、この6条で傍聴人についても規定がありますけれども、これ、コート関係と書いてありますけれども、3月の定例会のときに今、扉開いてやっている関係で、傍聴者でコート着ている方が何人もいたんです。4、5人ぐらい。

傍聴人を呼び込むために時間を分かりやすくしているとか、規則に書いてあるので脱いでくださいというのを、私、ちょっと言えなかったんですけれども、ケース・バイ・ケースで議長の許可を得てくださいというのも、じゃ、そうしないと、寒いのに着ていちゃ駄目なのかなんてけんかの理由になってしまうので、これは3月の寒い日とか、そういったときに脱ぐような督促はしたくないと思っているんですけれども、そういった運用で構いませんか。

○齊藤委員長 何と言うんですか、がちがちに決めたものにのっとってというわけじゃなく、先ほども言ったとおり、局長と同じようなんです。じゃ、委員長が全て駄目です、駄目ですでなるんですかという話になっちゃうので、差し支えがなければ大丈夫であるということと、議長のほうであとそれは大丈夫だという形を取れていれば、どうしても脱がなきゃいけないときに、マスクをしなさいとか、そういうルールがある中で、している場合とか、しない場合には注意をしなければならないとは思うんですけれども、ここにはこう書いてあ

りますけれども、今言ったとおり、コロナ対策を 優先しているのでという理由になれば言わなくて もいいんじゃないのかなとは思うんです。

- ○増田事務局長 この傍聴規定には飲食も入っているんです。なので、ペットボトル置いている方たちには……
- **〇齊藤委員長** この間、注意してくれましたね。
- ○増田事務局長 この前も注意しましたけれども、 議員さんも誰も、議場内で飲まないので、外に出 て飲んでいただけますかということで。
- ○齊藤委員長 受付のところにもう一度、携行品書いてあればいいと思うんです。よその視察とか行ったときにもそういうの横に置いてあったりしますから、まだ受付のテーブルしかないので、どうしてもアンケートを渡すのが精いっぱいで、何がいい悪いが多分、見ていないんですけれども分かんないです。なので、そういったところは注意書きか何かを書いておくかどうかですね。

原則として着用しないというものを見せておいて、ただ現在はこういうことなのでというふうにしておいてもいいのかもしれないですね。

ありがとうございます。

難しいんですよね。着用するなと言っていて、 携帯もしてならないとなっちゃうと、傍聴者の人、 どこにコートを置くのかなと。下は書いていない んだけれども、上は書いてあるとか。やっぱり隣 の座席とか、森本委員なんかよく使っていますか ら、不法に使っています、横の。

- **〇星委員** コートかける場所がないよね。
- ○齊藤委員長 ただ、後ろから傍聴者とか見たときの絵面というか、だから、自分のスーツの上着とか以外がかかっているのはよくないから、もし、そういった冬の防寒着関係は一旦こっちに置いてくれという形でやればいいのかなと思います。

この間のあれと一緒ですよね、電源、消音を確

認してくださいと誰が言いますかみたいな話なので、みんなに慣れていってもらうしかないのかなと思いますけれども。

○齊藤委員長 じゃ、取りあえず冬の場合はその対策ということで、よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○齊藤委員長 じゃ、取りあえず、この事務局で作ってくださった案で様子を見るということでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○齊藤委員長 じゃ、このとおりで進めていきます。 何かもし不具合があった場合には、またちょっと 御意見をいただいて、必要なものに関しては協議 していきたいと思います。

それでは、(2)のほうを閉じさせていただきます。 続きまして、(3)の陳情の取扱いについてを議題 といたします。

それでは、こちらも各会派に意見を、協議をしてきてくださいということなので、その結果を報告していただきたいと思います。

那須塩原クラブからお願いします。

○山形委員 陳情に関してですが、ちょっとなかな か難しいところがあって、皆さんいろいろな意見 があったんですが、要望書とか、意見書の提出と か、あとは付託先の方法とか、入り口と出口、受 け側と最後は採択を望むものとか、採択を望まな いものとか。また、道路の陳情に関しては、ほぼ ほぼ「採択するべき」なんですけれども、実際計 画があるので、採択していても実際はできない部 分も多いというふうなこともありました。この陳 情の方法はちょっと、受けたときと、その採択、 不採択までどうやってもっていくかというところ の明確なルールがなかなか決まっていない。また、 前回ですか、要望書を受けてもそれを実際、どう いうふうに取り扱うのかというふうなものも議論 あって、じゃ要望書に関して何か回答するのかとかいうふうなのもなかなか難しいのかなというので、ちょっと入り口と出口というんですか、その辺がちょっと明確なルールをちゃんと決めたほうがいいんじゃないかなというふうなことで話が出ました。

以上です。

- ○齊藤委員長 じゃ、続きまして公明さん、お願い します。
- ○星委員 那須塩原クラブさんとほぼ同じような意見ではあったんですが、例えば、2の運用に関する案というところで、陳情の全部または一部についてという、そこの全部と一部というところの、そのどうなのか、本人が望むのか望まないのか、本会議場への上程を行わず、委員会の回付のみとするといった場合。

また、回付をした、委員会で回付する場合にも、 そこの回付された委員会で判断するのはその要望 を話し合うのかどうかというのも、その委員長判 断になるのかどうか。

先ほどの本当に、入り口と出口のところが、やはりちょっとルールづくりはしたほうがいいんじゃないかと。共通のルール、各常任委員会に回された、回付された場合に、常任委員会でそれぞれ取扱い方がばらばらになってしまっても、陳情者としても、ちょっとそこは何で委員会によっては違うのかという話にもなってしまうと思うので、そういった共通のルール、もし委員会のほうに付託をされるのであれば、委員会のルールを決める、決めたほうがいいのではないかと。

あと、例えばこれは回付されて、陳情の要望だった場合に、採択、不採択を取らないのであれば、じゃ、要望を出した陳情者にその結果をどのように知らせるのか、また知らせないのか、そういった細かいことも決めていかなければいけないので

はないかという意見が出ました。 以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。
続きまして、志絆の会さん、お願いします。

○小島委員 この陳情に関してですけれども、まず、 基本的に陳情を受けたときには委員会のみ回付し て、何も、何か、その後、 回付するのみと いう意味がちょっと問題があるかなと。やはり、 市民とすれば議会にある程度お願いするという形 で陳情なり、請願なりしてくるわけでございまし て、そういう面では議会がそういうものに対して 何もしないというか、いろいろどっちかやる、や らないも決めないというようなことは議会軽視に つながってくるし、問題になるかと。そういう面 ではしっかりと、やはり議会として判断して、そ してそれを国なり県なり、市の執行部に移行する ということが、それを出していくということがや はり重要ではないかと。そういう面では回付を受 けるのみとするというのはちょっと、問題だとい うふうに感じております。

以上です。

- ○齊藤委員長 それでは、敬清会、大野さん、お願いします。
- ○大野委員 ただいまいろんな思いがあって陳情出されてくるわけなので、それを受け付けた時点で議会はしっかりと対応していかなくちゃならないというふうには思います。

今現在、採択か不採択か、その2つ、どちらか しかないんですけれども、やっぱりいろいろ今ま でやってきて、もうちょっと継続して審査したほ うが、見ていったほうがいいんじゃないかという 部分もやっぱりあるかとは思うので、だから、そ れをもっと柔軟に。

あとは、例えばグレーな部分になっていますけれども、意味があるのかないのかは分からないけ

れども、収拾されたとか、そういう部分も場合に よってはそうなんじゃないかなというふうには思 います。

〇齊藤委員長 ありがとうございます。

それでは、各会派からの報告がありました。

那須塩原クラブと公明さんはルールづくりが明確であったほうがいい。志絆の会さんに関しては回付についての疑問というところと、あと、敬清会さんに関しましては、議会でしっかりと受け付けた時点でということで、採択、不採択の結果のほうの今、御意見がありました。

基本的に、たしか継続は1回までで規定ということで、趣旨採択を抜いたという経緯があって、これまでその趣旨採択をしてあげると、議会は同調してくれたということで市民が喜んでくれる部分があったんですけれども、結果として、ただうちらが答えを出すだけを望んでいるものではなくて、その先の結果を求めている陳情書があったときにはそれが実行されるかどうかを試されてしまうということで、基本的に自分たちにとってもしっかりと進言した結果、これを採択すべきか不採択にすべきかというところを話し合っていかないと、期待値ばっかり高くて、実行されないというところがどうしても出てきてしまう。

なので、先ほど山形委員のほうから言っていた とおり道路の話が来たときに、これは採択だよね というケースがあったとしても、実行されていな いというところがありますので、簡単に思いだけ、 気持ちだけ取って採択をすべきだという話になっ てしまうと、よろしくないというところもあった ので、今回、その陳情に関してのルールを出して きました。

また、かつて自治会から投票時間を短縮するものも、実は要望書だったんです。それを陳情として扱うというルールを私も最初知らなかったので、

どういった経緯でその要望書が陳情になってしまったんだろうというところもあったんです、実際。なので、その受付の段階で、那須塩原の場合は持ってこないと受付になりませんから、最初、皆さんのほうで話し合ったルールを明確にした上で、事務局の方々、大変ですけれども、この趣旨に関しては陳情となっていなければ、要望書であればその要望に関して、先ほど言ったとおり、委員会に流しますよと、その中で取り上げられるかどうかは分かりませんというほうのルールのほうがいいんではないのかということで言っています。

陳情でなくて、議長まで上がって振られてしま うと、その結果を報告しなければならないという ことになってしまうので、もうやみくもに、何で も陳情を審査するというのはどうなんだというと ころが走りだったんです。

地方自治法でいくと、請願以外は陳情も審査する必要がないと書いてあるんです。それを多分那 須塩原版ということで全てにおいて、市民に優しくするために陳情を審査してきた経緯があるんですが、ルールにのっとって市民の方も議会に陳情を出すときには、明確なルールを示して作ってきてもらうといったほうが、よりその思いであったり、議会に対する意見の提出に関しても重たくなってくるのではないかと思っています。

一番は、先ほど言ったとおり、この案でいきますと請願に関しては、問答無用でしっかりと議長から託されて、議運でまず取り上げるかどうかなんですけれども、そこから付託する委員会を選んでいく、そういったところが決まっているので、今回の陳情の取扱いに関しましては、先ほども言ったとおり、陳情書という名前で上がってきた場合に、ルールでいくと2つに分けたほうがいいのではないかという、同じ陳情でも、意見書提出までくっついているものと、この陳情の趣旨を理解

してくださいというものがあるときの振り方であったり、先ほど言ったとおり、嘆願書みたいなのも来るんですか、局長。要望書だけですか。

- ○増田事務局長 嘆願書とか、そういったものも見たことありますね。
- ○齊藤委員長 そうですか。ということで、そういった言葉に関してのルールづくりを、今回、皆さんと決めていきたいというのがこの趣旨なんです。

要望書なのに、自分たちの判断で陳情に変えて しまって、その今の段階では必要ないから不採択 にしちゃって、でもちょっと月日がたったら、や っぱり必要だったんじゃないのといったときの採 択、不採択は難しいですよね。しかも、継続は1 回しかできないということですから、約半年後に はもう決断をしなければいけない。もう一回出し てくるとなると、その一時不再議みたいなのが働 いちゃって、出せる、出せないというところも出 てきちゃうので、基本的にはこういったものを出 すに関しても、本来であれば、議運に、誰か身近 の議員さんがいたりとかという形で、請願という 形になれば、当時行かれた方は分かっていると思 うんですけれども、町田市議会みたいに請願の数 が物すごく増えてくるということで、何でも請願 で向こうは大変みたいですけれども、それをしっ かりと理解している議員が市民の方と出してくる ということで、しっかりとしたものになるんでは ないかなということがあるので、書き直させると いうイメージではないんですけれども、そういっ たところも市民にしっかりと明確化していくのに 必要かなと思っています。

なので、このままで運用するかということになると、皆さんの今の意見に関してはまだちょっと 未確定という感じですか、どちらかというと。

- **〇鈴木委員** 付け足していいですか。
- 〇齊藤委員長 どうぞ、どうぞ。

○鈴木委員 市に陳情や請願を出してくる市民の立場で考えたときに、何か要望、地域的な要望とか、具体的な要望があるにしても、思いはかなうかどうか、かなってほしいと思って出してくるわけなので、これを受理されると、してもらうということは判断を委ねているのかということだと思うんです。

この2の2番に関係するんですけれども、この何も受け付けただけで賛同を得られない場合は、回付のみとするというのがあるんですけれども、要は、この受付の時点で、さっきのルールづくりということは、入り口でやはりどこまで期待しているのか、それから、これも一番は不採択にしても、採択にしても、これはよその議会はちょっとよく分からないですけれども、申請者に返答をするというんですか、そこが重要じゃないかと思うんですけれども。

それをしないと、今、一生懸命投票率上げまし ょうとか、新しい議員さんを出しましょう委員長 の若返り、そういうことを言っているんだけれど も、こういうことを個人的にもそうだけれども、 頼まれて、何も返事しないというのが一番不信感 のもとになると思うので、前向きな考え方でいく と、受けたらば、その後どういうことで、そうい う結果が生まれたか、または採択して、執行部に 議会としては採択した、でも執行部は道路計画が あって、これにのっとってやっているのでできま せんと、きちんとした、執行部まで持っていって、 その後の結論的なものを議会としてはこうだった んだけれどもということの返事を出さないと、多 分、今の陳情の、請願のやり方だと、回答がただ 議会だより見るだけであって、わけが分からない んじゃないかと思って、そういったことであるの で、そこをきちんとできるような形で、この手続 をやっていく、やっていったらいいんじゃないか

と思うんですけれども。

一番、私は市民が出してきた気持ちをちゃんと 理解して、駄目な場合でもきちんと丁寧に理解し て、説明ができるような仕組みでやっていって、 これからも決めていくような、そういう流れをち ゃんと組んでやっていく、システム化していった らいいと思います。

以上です。

〇齊藤委員長 ありがとうございます。

すごく言っていることは分かるんですけれども、 基本的に陳情としてどうしてもかなえていただき たいというイメージで出してくる場合は、結果は 気になって聞くんじゃないのかと思うんです。出 しておいて、後で教えてくれよみたいになっちゃ うと、もうそんなのは多分できないと思うので、 その結果は議会だよりで全体的にお知らせすると いう……

局長。

○増田事務局長 事務手続のことが出ていますので、 補足させていただきますけれど、陳情、請願については議決後に、事務局のほうで議長まで決裁上げまして、要は陳情が採択されたか、不採択となったかという結果は本人宛てには通知しています、郵送で。

なので、議会だよりよりも先に、要は……

- **〇齊藤委員長** 出しているんですか。
- ○増田事務局長 ええ、そうです。議長、副議長は 決裁しています。
- ○齊藤委員長 失礼いたしました。ということで、 出しているそうです。
- ○鈴木委員 結果は分かりましたけれども、そこの 手続の話はちょっと分からない、ただ、採択、不 採択、議会だよりも採択、不採択しかないですよ ね。今、事務局の通知も採択、不採択なのかな、 ポイントは、なぜ、その理由、出した人の、市民

側の納得いく、納得いく説明にはならないだろうけれども、こういうことだから、今、これはできないんだよという、本人にそういった市側の都合というのがあるかもしれない、それをきちんと説明をしてあげることができていれば、それはそれでいいと思います。

そこが足りないんじゃないかなと思うのと、先ほど言った、委員長が言っていた最初から陳情でも、これ駄目だねというのは確かにあるので、そこは受付のときの、さっきの入り口のところ、どういうことでそれでも出してくれということが分かっていた上で出してくる。期待ばっかりかけて、そこはちゃんと、委員長のところを、これからは事務局の受け付けるに当たっても理解してもらって出してもらうというのが必要じゃないかと。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

ちょっと、出口のほうは今回、取扱いの話なので、今、言っていただいたとおり、受付の段階で今、言っていただいた種類をしっかりと説明すると。この趣旨に関しては、こういう議決をもらいますかという話をしないと、多分、市民の方は陳情を出す意味が分かっている方と、分からない方々がいるということと、あと、議会を試すのに先、要望書を出すのか、作為的なところも実際あるんですよね。それの結果については今後、それぞれの地域の方で出した方々が説明するという形でもいいのかなと思います。議会全体で説明する必要はないのかなとは思いますけれども。

そういった話をしたときに、1回ありましたよね、地区で道路の舗装をしてくれと。ああいう要望書をちょっと出されてしまうと、全地域で抱えている問題なのにそこだけを審議するというのは、やっぱり、ちょっとどうなのかというところを、しっかりとこれから議論していかなければいけないというところです。市全体として取り上げられ

るものであればいいんですが、ワンストップだけで、結局、心情的には通してあげようというそういう話になってしまうと、市の計画ですらもちょっとずれ込んでなってしまうところもありますし、松田議長からちょっと教えてもらったんですけれども、ある議会によっては道路の陳情に関しては、もう議長決裁で、議長から全て要望を出すみたいな、こっちの審議にのせない、そういった対応をしたりとかとしているところもあるんですよね。

なので、その陳情の内容に関して、緊急性だったり、いろいろな条件があって困っているかどうかをここでしっかりと諮った後に、それをさっきも言ったとおり議長から各委員会に付託するやり方と、議運で別に議長に出さなくても委員会に直接お送りして、委員会でどういうふうに扱うかを決めていただく、そういうやり方もあるんです。

委員会でもし必要だとなったら、委員会から発 議をしてもらうというやり方があるんです。なの で、そういった陳情の扱いのルートを何本か用意 して、常日頃、必ず議長からどこどこの委員会に 任せますというやり方ではなくて、内容に関して はその委員会に付託しましょう。付託は違う意味 なんですけれども、任せましょうと。その中で、 これもんだほうがいいんじゃないのといったとき には、その中で審査するなり何なりしてもらって もいいですけれども、結果は発議で返す、そうい うやり方を取り入れていったらどうかということ です。

- **〇鈴木委員** 取り入れてさ。いいですか。
- ○齊藤委員長 どうぞ。
- ○鈴木委員 今の中に、今、現状、議会運営委員会なんかで陳情が出てきたら、あれは本当はまずどこで扱うかと……
- **〇齊藤委員長** それだけですね。
- ○鈴木委員 でも、あれは本来はそれを本議会でや

るとき、陳情を取り上げるかどうかということも 含まれている条件だと思っていたんですけれども。

- ○齊藤委員長 そこまでは分かってはなかったんで すけれども。
- ○鈴木委員 これは、今言ったようにこれは、上げても議題として取り扱わないほうがいいんじゃないかということをあそこで言うのが、会議の中でできたのかなという気がしたんですけれども、それはどうなんでしょうか。
- 〇齊藤委員長 局長。
- ○増田事務局長 議運に諮られた時点で、議運は付 託先を決定するだけなので、今、うちのほうの市 議会では郵送は議長預かりということで、要は議 長預かりということは、議運で取り扱っていない んですね。そういったものは議長預かりというふ うにしているんですけれども。

それと、先ほど説明が足りなくて申し訳ありませんでしたが、事務局では、採択と不採択の結果だけ陳情者に郵送しておりますが、仮に陳情者からどういう審議されたのといった場合には、委員会録を確認してくださいという方法があるんです。委員会録には審査の内容なんかも、誰々に何々というようなことが書いてありますので、そういったことで御案内をするような形です。

- ○齊藤委員長 これについてどうですか。
- ○鈴木委員 要は、議会にのせるかどうかは、今の話ですけれども、議長判断になっているということですね。議運に出た時点では先を決めるだけ……
- ○齊藤委員長 そう、それなんですけれども、それを今後、このルールとしてつくりませんかということです。今の状態だと同じなんです、やり方が。どんなものでも、陳情の人はどうしますか、どこの委員会ですかといっちゃうんですけれども、どこの委員会に出すという議長からする付託のやり

方と、回付のみとするというのを議運で諮る。それを委員会に渡して、委員会の後どうするかは委員会に任せるということで、審査自体を自分たちでやっていただくのをここで諮りましょうと、としないと陳情を常に審査する側になってしまって、先ほど言ったとおり、ここでまた同じような内容が来た、山形さんという人から道路来た、今度、中里さんから道路来たと、前回通ったのに何でだよと、こうなりかねないということがあるので、そこに関してはそういった扱いになるという。

扱いのやり方と受入れのやり方が今、2つ話出 ちゃっているのでややこしいんですけれども、取 りあえず出る段階で差をつけたらどうかというの が提案になるんです。

- ○鈴木委員 今、ずっと議運にいるんだけれども、 今の話というのは初めて聞いたというか、知った 話だよね、それは。議運に出てきたものは振り分 けるだけとか、そういうふうにはやっていたなと いうのは知っていたんだけれども、そのときの議 長の判断というのはすごく大事だよね。議長は自 分で迷うときもあるんじゃないかと思ったけれど も、いずれにしても公の、個人的には誰か介して いるけれども、自分の独断で議運にのせる、そし て審査されるというパターンになっていたといっ たことだよね。
- ○齊藤委員長 いや、というか、もともと議長がこちらに諮問してくれているので、その陳情を議運で決めた結果を議長にお知らせして、議長がその判断に基づいてオーケーであればその委員会に付託しているという解釈で、僕はいたんですけれども、議長が全て180度ひっくり返しちゃうようになっちゃうと、議運ででやっていることが……。
- ○鈴木委員 話したいことがあって、議運に出てきたらば、うちらが付託先を決めるだけというシステムだというふうに。

- ○齊藤委員長 取り扱うかどうかもまず決めています。
- ○鈴木委員 取り扱うかどうかは議運では決めていないですよね。
- ○齊藤委員長 いや、ここで却下することはできますよね。
- **〇鈴木委員** ちょっと、ここが違うみたいなんだけ れども。
- ○齊藤委員長 いや、今、副議長すみません、ちょっと聞いちゃうけれども、ここで取扱い却下することもできますよね。ただ受け入れるという慣例があるから、必ず審議にのせなきゃという話で。
- 〇鈴木委員 そこ、もう一回、確認。
- **〇齊藤委員長** はい、すみません。
- ○相馬副議長 これまでの4年間の議会運営委員会でやってきた状況にすれば、まず市民が持ってきたものについては、基本的には受け付ける。受け付けると、陳情第何号、受付番号がもう出ますので、それについては議運で一旦諮って、付託を必ずしていたというところです。

先ほど、局長も言っていたように、郵送等で送ってきたものについては、全部議長預かりになっていて、回付もしていなかったものも相当あるというようなことは聞いていますので、受け付けた時点で、議長が受け付けた時点で、受付ができた場合については、規定どおり議運で諮っていたという、そういう認識でおりました。

議運の、本会議前の議運の3日前というルールがあるので、1回、2日前に出てきたものについては、その3日前ルールで、しかも相当性急に出てきたものだったんですが、2日前だったから付託をしませんでしたというものもありましたので、受け付けたものについては全部議運で諮って委員会付託をしていたという認識です。

○齊藤委員長 すみません、ありがとうございます。

- ○増田事務局長 すみません、鈴木委員、私の説明不足で。たしか皆さんで、議運で、町田の市議会を私が選管にいたときに視察に行っていただいたと思うんですけれども、私の記憶では町田市は陳情は受け付けないで、全部請願だけですよね。それはたしか議運で決定している。
- ○鈴木委員 いいですか、今のポイントはそうじゃ なくて、こういうものが来ている、ルールがあり ましたね、本人が来ていないものは駄目だとか、 あそこで受け付けたときに、副議長が言ったよう に、そこで陳情を、受付番号が入ってしまうと。 それについては全部、議運のほうに入ってくると。 議運は、これは議運の中で、これは陳情が審議す る必要がないんじゃないかなと、そこでこれは外 しましょうということは判断できるんじゃないか なと、やったことないような気がするんですけれ ども、そういうこともあるのかなと思っていた。 例えば、国のやつで今さらもう間に合わないから これは審議しなくてもいいんじゃないですかみた いなものがあってもいいんじゃないかな、という 判断を議運でできるのかなと一つ思っていたんで す。ただ、ちょっと記憶がないんです、そういう ふうにした記憶が。まず、それがあるかどうか。 だから、さっきの局長の説明だと、来たものは全 部振り分けるだけの仕事をこの議運がやっていた んですよと言われた感じがする。

町田とここは違うので、町田はどうなっている んですかというのは聞いていません。ここはここ で決めるので、ただ参考にしましょうという話で す、説明だけして。

〇齊藤委員長 局長。

○増田事務局長 まさしくそのために、今ここで皆 さんに決定していただいていると。なので、これ まではそういったものも議論に上がりませんとい うルールで、あくまでも議長預かり、郵送依頼の ものについては議運は付託先を決めていただけですので、これからは今、ここで審議しているように委員会に委ねるとか、そういうことを議員の皆さんで決定していただいているということですよね。

先ほどの町田の話は、町田はそういう形で議運の中で陳情はもう付託をしない、要は審議をしない、請願だけ審議するという形を取っているんじゃないですかということを、ちょっと私のほうで説明が下手で、申し訳ない。

○齊藤委員長 いいですか。

僕が言おうとしていたのは、議運で、それを取り扱わなくてもいいんじゃないですかという話なんです。多分、取り扱わなくてもいいはずなのに、受付をしていると押されたんです。実は1回前の議会の陳情書で、消費税か何か、あったんですよね。こんなの、今出してきても仕方ないでしょうと、だから議場に上げる必要ないよ、付託する必要もないと言ったら、いや、受付したからという話になっちゃった。でも、議運って、この案件をどうするかを、取り扱うかを決められるので……

- **〇鈴木委員** と思っていたんだよね。
- **〇齊藤委員長** そうそう。
- 〇鈴木委員 ちょっと違うから……
- ○齊藤委員長 この内容は、もう、要は1回飛ばすと、もう4月から変わる内容で、3月二十何日に決断するものではないとなったときの話とかも、いろんな理由を決めて、議運で決定したところは結構あるんですよね、ほかの議会でも、極端な話。大野委員。
- ○大野委員 そうすると、受付印が押されました、 持ち込んで。押されたものに関しても、物によっ ては取り扱わないという判断を……

[「議運でできるんですね」と言う人あり]

- **〇齊藤委員長** あくまで受付ですから。
- ○増田事務局長 それをつくってほしいということです。
- ○齊藤委員長 分かりました。それを今決めて、それの振り方を考えていけば、皆さんにとっても、言い方は悪いんですけれども、さっき言ったとおり、国から来たやつをわざわざうちらが頭使ってどうしたらいいという話のものであったり、本当に取り組まなければいけないものであったりというところが明確になるんじゃないかということです。

だから、受付イコール審議じゃない、審査では ないと思っていたので。

- ○鈴木委員 先ほどの流れだと受け付けた、議長が 受け付けたらこっち来て、こっちは振り分けると いうのが、本当にずっとそうなのかどうかという のは確認したらば、ずっとやっていたみたいな人、 町田まで行っちゃったんだけれども、それはでき るんだったら、そこだろうと。
- ○齊藤委員長 いや、でも相馬議運長のときに、僕が副委員長のときに言っていましたよ、委員長。 これいいんじゃないですか、取り扱わなくてと。
- **〇鈴木委員** 議運で決めればいいんだから。
- ○齊藤委員長 そう、いいですかみたいな感じで言っていましたもんね。
- ○鈴木委員 議長が決めるのは大変だろうと今、思ったので……
- ○齊藤委員長 でも、議長は基本的に、まず受付をして、受付をここでしっかりと判断して、3日前ルールでも、2日前でも当たり前ですよね。2日だから駄目だという決断もこちらでできますし、来た内容に関して、素直に議会に、議会の案件として陳情第何号として上げて、それを議長が各委員会に振るやり方と、この第2号の受付印に関しては、議場では明言せず、委員会に直接、回付を

して、議題じゃないんです、回付をして委員会審 査に委ねると。

委員会は委員会で、例えば、道路の陳情ですと皆さんに聞かせて、という陳情がありましたと事務局から説明があったら、この案件について取扱いどうするという。じゃ、審査すると言えば、審査してもらってもいいですし、その結果、この道路は本当に緊急性があって人が死んでいるから大変だといった場合には、委員会から発議してもらえばいいと。というようなルールとかをつくっていくと……

[「だから、そういう理由なんだね」と言う人あり]

○齊藤委員長 はい、その陳情をうちらなくすと、 陳情がまだ那須塩原市多いので、陳情の中にも、 皆さんにも明確なルールを知っていただいて、審 査をしやすくして、市民の方にもその重みを自分 で理解して出していただきたいというような。で きれば請願に持っていきたいんですけれどもと思 って、今回こういう案にある程度、事務局のほう で作っていただいたんです。なので、2番の中の その回付という意味はそういった形にし、連絡来 たけれども別にいいんじゃないですかという、じ や、そういうのがあったんだねと、本当に冷たい ぐらい、ちょっと岡崎市のモデルにしているんで すけれども、とても冷たいぐらいの扱いなんです、 委員会の付託に関しては。付託といっても議案と してのせないものに関しては、こういった陳情が 来ておりましたで終わりです、極端な話。やりた ければ自分でやる。

小島委員。

○小島委員 今の流れは大分分かるんですけれども、 陳情を出したほうからすれば、やっぱり最後に陳 情がどうなったのかというのが全く分からないで、 そしてうやむやになっているという、議会に陳情 を出したら、何のなしのつぶてもないという。 そうなると非常に議会に対する信頼感が損なわれるという感じがするんです。

[「回付での検討を入れたら」と言う人あり]

- ○齊藤委員長 なので、今言ったとおり、すぐ振っちゃうわけじゃないんです。ここで話するので、受付はみんなするんですよ。受付はして、最初に聞くんです、市民の方に、これどうしたいんですかと。それを聞いたときの結果で判断をするという話なんです、受付の中で。それを明確化したいよねという話なんです。
- 〇小島委員 しっかりと受付からどういう段階で、 そして最後の、要は回答までルール化してやるん なら、私はそれは否定しないですけれども。
- ○齊藤委員長 あります。それはつけます、ちゃんと。
- **〇小島委員** それだけはやらないと、非常に市民が 不信感を持つ。
- ○齊藤委員長 ただ返す理由もしっかりと今度つけて返せるんですよ、こういった案件に関しては、もう市全体から何千と、何百とあるんだという話で、一つの議題だけで議会でもむのは難しいという話なので、身近な議員さんであったり、そういった形で言っていくか、あるいは多分道路のほうだから要望は上がっているかもしれませんから、そのルールにのっとって待っていただくしかないという回答があったほうが、多分優しいよねという話です。
- **〇小島委員** それであれば結構です。
- **〇齊藤委員長** なので、今言っている心配は取り除 けると思うんですけれども。

ということなので、これで決まりではないので、 例えばこういうので案を出していって、またもん でいただくような形を取りたいんですけれども、 入り口、審査方法、出口、あとさっき言った説明 も、そのフォローです。そういった感じをちょっ と図で、もう一回、表して。今日で、これ決めち やうわけじゃないので。できれば、これ話をした かったというのがあったから。そういったものを つくっていて、可視化して、皆さんで見てもらう と。とにかくAからB行ってC行っちゃうのか、 AからB行ってA行ってB行くのか分からないで すけれども、いろいろな形を取っていくというふ うにしていったほうがいいのかなというのと、請 願が那須塩原はそんなわけで1個もないので、請 願になるべく、事務局の方がちょっと負担かかっ ちゃうかどうか分からないんですけれども、最初 のうちとか、議会だよりに関しても、請願と陳情 とという話を、もうちょっとこれを明確化にして いく。取りあえず、もう来てくださいしか今、書 いていなくて、陳情書と書いてあるのに要望書と 書いてくるし、その時点で、本当であれば事務局 の手間を省くのに要望書は預かって、審査対象に なりませんと書いちゃってもいいんですよ、極端 な話。そうしたら、もし本当に来そうだったら、 それじゃもう一回書き直してきますと、それぐら いやっぱり重く来て、初めてさっき言ってくれた とおり、市民の意見が聞けるからしっかり審査す るべきだという形になるのかなと思ったので、基 本的にはこの1、2、3。3番の検討いただきた い内容なんですけれども、これに関してのフロー 図というか、そういったものを一度明記して、も う一回、今みたいな話合いにすれば、ルールは明 確化できるかなと思ったんですけれども、いかが でしょうか。

今日、これ、何かやる予定ですか。

〇鈴木委員 言っていること、大体分かってきました。これをスタートとして、今後、こういうことについていろんなルートがあると、フローチャー

トができるでしょうけれども、それをそちらで案 をつくって、諮ってくれるということで期待して よろしいんですかね。

- ○齊藤委員長 そうしないと、これじゃ分かりづらいので、これ最初の柱、これでよくてつくってもらったので、実際の運営に関してはもう一度つくってみて。
- ○鈴木委員 いいと思います。

確認としてもう一つは、さっきこれは陳情の取扱いだから、入り口みたい、入り口と出口といいながら入り口だというニュアンスもあったけれども、でも取扱いなんだから、最後までこういうふうに扱ったらとか、回付の場合はどこまで市にどういうふうに返すのかまでを一通りのセットで取り扱うという意味での取扱いということでお示しをそちら、これからやっていくということでやるので、そういうことで、それでいいね。

- ○齊藤委員長 分かりました。じゃ、今、御意見いただいて、大野さんも大丈夫ですか。
- 〇大野委員 はい。
- ○齊藤委員長 であれば、じゃ、この取扱いについて、もう一度明確にして、どちらにしても今の陳情制度ではちょっと不具合が多過ぎるので、改正していくということでよろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○齊藤委員長 すみません。

じゃ、もう一度、つくり直させていただきます。 事務局のほうも受入れ大変なのだと思うんです。 なので、どうしていいかから、そこらもうちらで しっかり考えて、ルールがしっかりしていれば、 こういうルールだったからこうなったみたいとい うのが議員の人が納得してもらって、市民側でも そういった話で出せばということと、あと陳情で 1回諮って不採択になっちゃったやつがというと ころをもう一回出すまでにルールありますけれど も、最初流れちゃったやつが次、違う名前で来た らどうなんだという、そういったルールも多分あ るのかもしれないので、ちょっと事細かに考えて、 また皆さんにお示ししたいと思います。

正副案はまたつくりたいと思います。ありがとうございます。

では、3番について、まだ何かございますか。 大丈夫ですか。

[「大丈夫です」と言う人あり]

○齊藤委員長 はい、大丈夫ね。

じゃ、3番については閉じさせていただきます。 すみません、係長、上手につくってくれたんで すけれども、今度、可視化でつくりますので、ま た御協力ください。

じゃ、続きまして、11時ですけれども、どうしましょう。これ長いんでしたっけ。

[「いや」と言う人あり]

○齊藤委員長 そんなでもないですね。では、いっちゃいますね。

次、(4)の議会取組実行計画に係る議会運営委員 会取組事項についてを議題といたします。

まず、事務局から説明をお願いいたします。 係長。

○佐々木議事調査係長 それでは、今、差し上げた 議会運営委員会取組事項令和3年度という資料を 御覧いただければと思います。

昨年度策定をいたしました令和3年度議会取組 移行計画のうち、議会運営委員会で移行に対応す る必要があると思われるものについて1案と、そ れから取組時期の案です、イメージを作成いたし ました。今後、このような大まかなスケジュール 案に基づいて進めていきたいというような資料と なっております。

説明としましては以上です。

○齊藤委員長 ありがとうございます。

今の説明に対して、何か質疑ある方いらっしゃ いますか。

どちらにしても、1年間かけてこれやっていく、プラス、この間、正副の打合せやったんですが、あと2つ、書いていない、書こうとしていたのは、これ、去年の議運の段階で考えてきたものであったり、申し送りであったりの中の議決したほうの取組事項計画で、広聴広報は先ほど言ったとおり入っていません。議運が取り組むということでここに入っていることと、これは行っていくという、プラス、この後、その他出てきますけれども、さらに取組がありますので、基本的にはこういった流れでやっていきたいと思いますが、時期的なものも含めて、何か御意見ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。

[発言する人なし]

- ○齊藤委員長 副議長、何かありますか。すみません、アドバイス。
- **〇相馬副議長** 特にございません。
- ○齊藤委員長 大丈夫ですか。

全ては後に来ると思いますので、1つずつ、この見出しはどこかから拾っているかはあれなんですけれども、明確にできるものは明確にして、やっていきたいと思いますので。

では、こちらのほうはこのような形でよろしい でしょうか。

[「はい」と言う人あり]

〇齊藤委員長 ありがとうございます。

では、それでは、このようなスケジュールで取り組んでいきます。

(4)終わりといたします。

最後、その他、(5)になります。

- ●議会バックボードについて
- ●産休・育休中のオンラインでの会議参加について
- ●議会基本条例第11条の検証について

- ●追加議案の委員会付託について
- ●宇都宮大学地域プロジェクト演習について
- ●会議中のスマートフォン・タブレットの音について



◎閉会の宣告

○齊藤委員長 あとないようであれば、それでは以上で議会運営委員会のほうを閉会したいと思います。

次回の開催は、また追って連絡いたしますので、 御了承ください。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時28分